

令和7年度  
和歌山県地域交通物価高騰対策支援金  
申請要領  
(バス事業者・タクシー事業者用)

**〔受付期間〕**

令和7年7月14日(月)から令和7年8月29日(金)まで  
令和7年8月29日(金)の消印有効です

**〔申請方法〕**

**郵送による提出**

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付してください。

**〔あて先〕**

〒640-8303 和歌山市鳴神1051-1  
WINGはなやま206号

和歌山県交通・運輸事業者物価高騰対策支援金事務局 あて

※切手貼り付けの上、差出人の住所及び氏名を記載してください。

※送料は必ず申請者側でのご負担をお願いします。

※R6.10月送料改定による切手代の誤りが多くなっています。料金不足の場合は  
受理できませんのでご注意ください。

**〔申請に必要な書類の入手方法〕**

申請に必要な書類については、和歌山県庁のホームページから  
ダウンロードしてください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020500/d00212286.html>

※(公社)和歌山県バス協会、(一社)和歌山県タクシー協会、和歌山県個人タクシー  
協同組合にも順次申請書類を配置する予定です。

**〔お問い合わせ先〕**

和歌山県交通・運輸事業者物価高騰対策支援金事務局  
コールセンター

【電話】 050-5799-9327

【メール】 r7.bukkakoutou-sienkin@aozora-ts.com

(平日の午前9時00分から午後5時00分まで)

※夏季休業期間(令和7年8月12日(火)から令和7年8月15日(金)まで)は  
除きます。

## 目次

I. 支援金の概要	3
1 趣旨	3
2 交付対象者	3
3 不交付要件	3
4 支援金上限額	4
5 申請書類	4
II. 交付の決定等	11
1 交付決定	11
2 支援金支払	11
III. 留意事項	11

# I. 支援金の概要

## 1 趣旨

燃料等の物価高騰により大きな影響を受けている交通事業者の負担軽減及び事業継続を支援するため、保有する車両数に応じて支援金を交付します。

## 2 交付対象者

交付対象者は、次の（１）～（２）のいずれにも該当する旅客等運送事業者とします。

- （１）中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は同条第 5 項に規定する小規模企業者（下表のとおり）

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3 億円以下	300 人以下	20 人以下

※個人事業者も含む。

- （２）和歌山県内に営業所を有し、次の①から②のいずれかの事業を経営する者

対象事業	詳細
①バス事業	道路運送法に規定する以下の事業 ・一般乗合旅客自動車運送事業 ・一般貸切旅客自動車運送事業
②タクシー事業	道路運送法に規定する以下の事業 ・一般乗用旅客自動車運送事業 (※福祉輸送事業限定を除く)

## 3 不交付要件

次の（１）～（４）のいずれかに該当する者に対しては支援金を交付しません。

- （１）営業に関して必要な許認可を取得していない者
- （２）和歌山県暴力団排除条例（平成 23 年和歌山県条例第 23 号）第 2 条第 3 号の暴力団員等又は同条第 1 号の暴力団若しくは同条第 2 号の暴力団員と密接な関係を有する者
- （３）既に本支援金の交付を受けた者
- （４）前 3 号に掲げる者のほか、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

## 4 支援金上限額

事業用車両 1 台あたり以下の区分に応じて支援金を交付します。

区分	支援金上限額
バス車両	1 台あたり 2 万 7 千円
タクシー車両（自動車検査証に記載の燃料種別がガソリン又は軽油の車両）	1 台あたり 5 千円

備考

- ①令和 7 年 3 月 31 日時点で県内の営業所において事業許可又は届出に記載している車両数を申請の上限とし、令和 7 年 7 月 1 日時点で県内の営業所に配備するものに限る。
- ②次に掲げる車両は、対象車両に含まない。
  - ・コミュニティバス（乗合タクシー含む）専用車両
  - ・特定旅客自動車運送事業の専用車両
  - ・福祉輸送限定車両
  - ・道路運送車両法に規定する永久抹消登録または一時抹消登録を受けた車両

## 5 申請書類

下表の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。なお、提出された書類は返却しません。（サイズ A4、印刷片面）

	申請書類一覧	チェック
①	和歌山県地域交通物価高騰対策支援金交付申請書 (P5 参照)	<input type="checkbox"/>
②	支援金事業概要書（別記第 1-1 号様式） (P6 参照)	<input type="checkbox"/>
③	申請車両内訳書（別記第 2 号様式） (P7 参照)	<input type="checkbox"/>
④	宣誓書（別記第 3 号様式） (P8 参照)	<input type="checkbox"/>
⑤	役員名簿（別記第 4 号様式） ※法人の場合のみ (P9 参照)	<input type="checkbox"/>
⑥	申請車両の自動車検査証の写 <u>※令和 7 年 7 月 1 日時点で有効な車検証を添付してください</u> ※令和 5 年 1 月 4 日以降に車検を受け、電子化された新たな車検証を交付された場合、当該車検証ではなく、同時に交付された「自動車検査証記録事項」の写しを提出してください。	<input type="checkbox"/>
⑦	本支援金の振込先口座の通帳等の写 <u>※通帳の表面と通帳を開いた 1・2 ページ目が必要です</u> ※申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座、個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座 (P10 参照)	<input type="checkbox"/>

① 和歌山県地域交通物価高騰対策支援金交付申請書  
申請様式（乗合バス事業者・貸切バス事業者・タクシー事業者用）

記載例

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所 和歌山市小松原通1-1

氏名（事業者の名称及び代表者氏名）

県庁交通株式会社  
代表取締役社長 県庁 太郎

押印不要

和歌山県地域交通物価高騰対策支援金交付申請書

令和7年度において、和歌山県地域交通物価高騰対策支援金 320,000 円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき支援金の交付決定の全部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

支援金事業概要書（別記第1-1号様式）の  
「申請額（合計）」と一致しているか

関係書類

- 1 支援金事業概要書（別記第1-1号様式）
- 2 申請車両内訳書（別記第2号様式）
- 3 宣誓書（別記第3号様式）
- 4 役員名簿（別記第4号様式） ※法人の場合必要
- 5 対象車両の申請車両数が確認できる書類
- 6 振込先口座の内容が確認できる書類
- 7 その他知事が必要と認める書類

## ② 支援金事業概要書

記載例

別記第1-1号様式（第5関係）

### 支援金事業概要書

申請書類について確認、修正等をお願いすることがありますので、ご連絡の取れるご担当者様とお電話番号等の記載をお願いします。

#### 1. 申請者概要

事業者名	県庁交通株式会社		
郵便番号	〒640-8585	所在地※1	和歌山市小松原通1-1
県内営業所所在地※2			
代表者役職・氏名	代表取締役社長 県庁 太郎		
担当者氏名	県庁 次郎	電話	073-441-2343
ファミリ	073-441-2340	e-mail	e0205001@pref.wakayama.lg.jp

※1「所在地」欄には、本店又は主たる事務所の住所を記載してください。

※2「県内営業所所在地」欄には、本店又は主たる事務所が県外の場合に、県内営業所の住所を記載してください。

対象車両数が「申請車両内訳書（別記第2号様式）の記載台数と一致しているか確認してください。

#### 2. 支援金申請内容

算定式	区分	支援単価(A)	対象車両数(B)	申請額(A×B)
	乗合バス事業又は貸切バス事業の用に供する車両	27千円	10台	270千円
タクシー事業の用に供する車両 (自動車車検証に記載の燃料種別がガソリン又は軽油の車両)	5千円	10台	50千円	
申請額(合計)				320千円

#### 3. 支援金支払口座

金融機関名	県庁	銀行 信金・信組 農協	支店名	本庁	本店 支店
預金種別	普通	当座	口座番号	6 4 0 8 5 8 5	
(フリガナ) 口座名義人	ケンチョウコウツウ、カ) 県庁交通株式会社				

添付する通帳の写しと同じ内容を記載してください。  
※通帳の表面と通帳を開いた1-2ページ目を添付してください

### ③ 申請車両内訳書

記載例

別記第2号様式(第5関係)

#### 申請車両内訳書

	車両種別	燃料種別	車両番号	配備営業所名
1	バス	軽油	和歌山〇〇〇〇	県庁営業所
2	バス	軽油	和歌山〇〇〇×	県庁営業所
3	バス	軽油	和歌山〇〇××	県庁営業所
4	バス	軽油	和歌山〇×××	県庁営業所
5	バス	軽油	和歌山××××	県庁営業所
6	バス	軽油	和歌山×××△	県庁営業所
7	バス	軽油	和歌山××△△	県庁営業所
8	バス	軽油	和歌山×△△△	県庁営業所
9	バス	軽油	和歌山△△△△	県庁営業所
10	バス	軽油	和歌山△△△〇	県庁営業所
11	タクシー	ガソリン	和歌山△△〇〇	県庁営業所
12	タクシー	ガソリン	和歌山△〇〇〇	県庁営業所
13	タクシー	ガソリン	和歌山□□□□	県庁営業所
14	タクシー	ガソリン	和歌山□□□×	県庁営業所
15	タクシー	ガソリン	和歌山□□××	県庁営業所
16	タクシー	ガソリン	和歌山□×××	県庁営業所
17	タクシー	ガソリン	和歌山◎◎◎◎	県庁営業所
18	タクシー	軽油	和歌山◎◎◎□	県庁営業所
19	タクシー	軽油	和歌山◎◎□□	県庁営業所
20	タクシー	軽油	和歌山◎□□□	県庁営業所
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

支援金事業概要書（別記第1-1号様式）の対象車両数をすべて記載してください。

(備考)

- 申請する車両をすべて記載の上、自動車検査証の写しを添付してください。
- 行数が足りない場合は適宜行を追加してください。

#### ④ 宣誓書

記載例

別記第3号様式（第5関係）

## 宣誓書

私は、和歌山県地域交通物価高騰対策支援金の交付申請をするに当たり、下記の内容について、宣誓します。宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

### 記

- (1) 和歌山県地域交通物価高騰対策支援金交付要綱第2の交付対象者の要件を満たしています。
- (2) 和歌山県地域交通物価高騰対策支援金の交付を受けた後も、和歌山県地域交通物価高騰対策支援金交付要綱第2に規定する事業の継続に努めます。
- (3) 和歌山県地域交通物価高騰対策支援金交付要綱第3の不交付要件に該当しません。
- (4) 和歌山県地域交通物価高騰対策支援金交付要綱第5の交付申請書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- (5) 和歌山県補助金等交付規則第21条第1項の規定による立入検査等を受けた場合は、適正かつ誠実に対応します。

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

住所（所在地） 和歌山市小松原通1-1

氏名（法人にあっては名称及び代表者職・氏名）

県庁交通株式会社

代表取締役社長 県庁太郎

内容をよく確認いただき、  
日付、住所（所在地）、氏名（法人にあっては  
名称及び代表者職・氏名）をご記載ください。

押印は不要

⑤ 役員名簿

記載例

別記第4号様式（第5関係）

役員名簿

役職名	氏名
代表取締役社長	県庁 太郎
取締役	県庁 次郎
法人事業者は提出してください。個人事業者は提出不要です。	

## ⑥ 本支援金の振込先口座の通帳等の写し

(法人の場合) 法人名義

(個人事業者の場合) 本人名義

注 1) 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようコピーしてください。

注 2) 上記が確認できるように、通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方をコピーしてください。

注 3) 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像のコピーを提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像のコピーを提出してください。

注 4) 画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、支援金のお支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

通帳の表面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳画像をコピー



## Ⅱ. 交付の決定等

---

### 1 交付決定

申請書類を受理した後、その内容を審査したうえ、適正と認められるときは交付決定通知書を交付します。

### 2 支援金請求

交付決定通知書の到着後、和歌山県地域交通物価高騰対策支援金交付請求書を提出してください。

請求額は、交付決定通知書に記載された金額です。

交付請求書が届かない場合は、支援金を支払うことができませんのでご注意ください。

### 3 支援金支払

交付請求書を受理した後、交付申請書に記載された口座に支援金をお支払いします。

## Ⅲ. 留意事項

---

- ・ 郵送による提出  
※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付してください。  
※持参はできません。  
※R6.10月送料改定による切手代の誤りが多くなっています。料金不足の場合は受理できませんのでご注意ください。
- ・ 各書類への押印は不要です。
- ・ 各提出書類の提出部数は1部となります。なお、提出後、電話等により内容を確認させていただく場合がありますので、必ず控えをとっておいてください。その際、連絡が取れない場合や指定した書類の提出が無い場合は、申請を取り下げたものとみなします。
- ・ 申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合、申請を受け付けることはできません。
- ・ 本事業の収支に関する帳簿や関係書類は、整理の上、令和13年3月31日まで保管してください。
- ・ 支援金の支払後、提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合は、和歌山県補助金等交付規則に基づき、支援金を返還していただきます。
- ・ 提出いただく書類は、原則A4サイズとしてください。また、提出された書類は、申請を取り下げる場合を除き返却いたしません。